

I P通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます)) 【現改比較表】 2020年9月8日時点

～2020年9月7日

2020年9月8日～

目次

第1章～第4章 (略)

第5章 付加機能

第84条の2 付加機能の提供

第85条 付加機能の変更

第85条の2 付加機能の廃止

第86条 [削除](#)

第6章～第10章 (略)

別記 (略)

料金表 (略)

第1章 総則

第1条 (略)

(用語の定義)

第2条 この別冊においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1～24 (略)	(略)
25 契約者カード	1のモバイルアクセス回線番号その他の情報を記憶することができるカードであって、当社が第6種オープンコンピュータ通信網サービス (モバイルアクセスを使用するものに限りま す。) の提供のために第6種契約者に貸与するもの
26～35 (略)	(略)

第2章～第3章 (略)

第4章 契約

第1節～第3節 (略)

第4節 第6種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約

目次

第1章～第4章 (略)

第5章 付加機能

第84条の2 付加機能の提供

第85条 付加機能の変更

第85条の2 付加機能の廃止

第86条 [付加機能の最低利用期間](#)

第6章～第10章 (略)

別記 (略)

料金表 (略)

第1章 総則

第1条 (略)

(用語の定義)

第2条 この別冊においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1～24 (略)	(略)
25 契約者カード	1のモバイルアクセス回線番号その他の情報を記憶することができるカードであって、当社が第6種オープンコンピュータ通信網サービス 又は第7種オープンコンピュータ通信サー ビスに係るモバイルアクセス の提供のために第6種契約者 又 は第7種契約者 に貸与するもの
26～35 (略)	(略)

第2章～第3章 (略)

第4章 契約

第1節～第3節 (略)

第4節 第6種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約

I P 通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます))		【現改比較表】 2020年9月8日時点
～2020年9月7日	2020年9月8日～	
<p>(第6種契約の単位)</p> <p>第44条 当社は、共通編第8条 (I P 通信契約の単位) に規定する契約の単位として、次のとおり第6種契約を締結します。この場合、第6種契約者は、1の第6種契約につき1人に限ります。</p> <p>(1) 料金表第1表 (料金) に規定するタイプ6に係る第6種オープンコンピュータ通信網サービスの場合 1のモバイルアクセス回線番号ごとに1の第6種契約</p> <p>(2) (略)</p> <p>第45条 (略)</p> <p>(第6種契約申込みの方法)</p> <p>第46条 共通編第9条 (I P 通信網契約申込みの方法) に規定する契約申込みの方法として、第6種契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について当社が指定した方法により第6種契約の申込みを行っていただきます。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 料金表第1表に規定するカテゴリ3のタイプ5 (コース2及びコース4に係るもの) に限ります。) に係る第6種契約の申込みの場合は、契約者カードの数</p> <p>(6) (略)</p> <p>(注) (略)</p> <p>第47条～第52条 (略)</p> <p>(契約者カードに係る利用の開始等)</p> <p>第52条の2 第6種契約者 (料金表第1表 (料金) に規定するカテゴリ3のタイプ5 (コース2及びコース4に係るもの) に限ります。) に係る者に限ります。) は、契約者カードごとに契約者カードの利用の開始又は終了の請求をすることができます。</p> <p>2 (略)</p> <p>第53条～第59条 (略)</p> <p>第5節～第6節 (略)</p> <p>第5章 付加機能</p> <p>第84条の2～第85条の2 (略)</p>	<p>(第6種契約の単位)</p> <p>第44条 当社は、共通編第8条 (I P 通信契約の単位) に規定する契約の単位として、次のとおり第6種契約を締結します。この場合、第6種契約者は、1の第6種契約につき1人に限ります。</p> <p>(1) 料金表第1表 (料金) に規定するタイプ6 又はタイプ7に係る第6種オープンコンピュータ通信網サービスの場合 1のモバイルアクセス回線番号ごとに1の第6種契約</p> <p>(2) (略)</p> <p>第45条 (略)</p> <p>(第6種契約申込みの方法)</p> <p>第46条 共通編第9条 (I P 通信網契約申込みの方法) に規定する契約申込みの方法として、第6種契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について当社が指定した方法により第6種契約の申込みを行っていただきます。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 料金表第1表に規定するカテゴリ3のタイプ5 (コース4に係るもの) に限ります。) に係る第6種契約の申込みの場合は、契約者カードの数</p> <p>(6) (略)</p> <p>(注) (略)</p> <p>第47条～第52条 (略)</p> <p>(契約者カードに係る利用の開始等)</p> <p>第52条の2 第6種契約者 (料金表第1表 (料金) に規定するカテゴリ3のタイプ5 (コース4に係るもの) に限ります。) に係る者に限ります。) は、契約者カードごとに契約者カードの利用の開始又は終了の請求をすることができます。</p> <p>2 (略)</p> <p>第53条～第59条 (略)</p> <p>第5節～第6節 (略)</p> <p>第5章 付加機能</p> <p>第84条の2～第85条の2 (略)</p>	

I P通信網サービス契約約款 別冊	(オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます))	【現改比較表】 2020年9月8日時点
~2020年9月7日	2020年9月8日~	

<p>第86条 <u>削除</u></p> <p>第6章 (略)</p> <p>第7章 通信 (通信利用の制限等)</p> <p>第87条 共通編第26条(通信利用の制限等)のほか、<u>第6種契約者(料金表第1表(料金)に規定するカテゴリー1又はカテゴリー3のタイプ5、タイプ6又はタイプ7に係る者に限ります。)</u>は、第6種オープンコンピュータ通信網サービス区域内であっても車両等の走行中の車内、屋内、地下駐車場、ビルの陰、トンネル又は山間部等電波の伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合(通信速度が低下する場合があります)があります。</p> <p>2 当社は、<u>第6種契約者(料金表第1表(料金)に規定するカテゴリー1のタイプ5(コース1の2又はコース3に限ります。)、カテゴリー1のタイプ6、カテゴリー3のタイプ5(コース1の2、コース2(定額200kプランに限ります。))又はコース3に限ります。)、カテゴリー3のタイプ6又はタイプ7に係る者に限ります。)</u>が行う通信のトラフィック量が当社所定の基準を超過する場合であって、当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるときは、I P通信網サービスの利用を制限することがあります。</p> <p>3 当社は、<u>卸電気通信役務として提供する第6種オープンコンピュータ通信網サービス(料金表第1表(料金)に規定するタイプ5、タイプ6又はタイプ7に係るものに限ります。)</u>に係る通信について、一定時間内に大量又は多数の通信があったと当社が認める場合は、そのモバイルアクセスからの通信の利用を制限することがあります。</p>	<p style="text-align: center;"><u>(付加機能の最低利用期間)</u></p> <p>第86条 <u>付加機能(料金表第1表(料金)に規定するワイヤレスバックアップ機能に限ります。以下この条において同じとします。)</u>には、最低利用期間があります。</p> <p>2 <u>前項の最低利用期間は、付加機能の提供を開始した日から起算して1月間とします。</u></p> <p>3 <u>V P N回線契約者は、前項の最低利用期間内に付加機能の廃止があった場合は、第89条(オープンコンピュータ通信網サービスに係る料金等の支払義務)及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応する付加機能利用料(料金表第1表に規定するワイヤレスバックアップ機能に係るものに限ります。)に相当する額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。</u></p> <p>第6章 (略)</p> <p>第7章 通信 (通信利用の制限等)</p> <p>第87条 共通編第26条(通信利用の制限等)のほか、<u>モバイルアクセスを利用して行う通信については、第6種オープンコンピュータ通信網サービス区域内又は第7種オープンコンピュータ通信網サービス区域内</u>であっても車両等の走行中の車内、屋内、地下駐車場、ビルの陰、トンネル又は山間部等電波の伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合(通信速度が低下する場合があります)があります。</p> <p>2 当社は、<u>モバイルアクセスを利用して行う通信(料金表第1表(料金)に規定する第6種契約に係るカテゴリー3のタイプ5(コース4に限ります。))を除きます。</u>のトラフィック量が当社所定の基準を超過する場合であって、当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるときは、<u>そのモバイルアクセスに係るI P通信網サービスの利用を制限することがあります。</u></p> <p>3 当社は、<u>モバイルアクセスを利用して行う通信(第6種オープンコンピュータ通信網サービスについては、当社が卸電気通信役務として提供するものに係る通信に限ります。)</u>について、一定時間内に大量又は多数の通信があったと当社が認める場合は、そのモバイルアクセスからの通信の利用を制限することがあります。</p>
---	---

I P 通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます))		【現改比較表】 2020年9月8日時点
～2020年9月7日		2020年9月8日～
<p>4 当社は、<u>共通編第26条（通信利用の制限等）第1項に定める特定の機関に係る契約者回線又は加入者回線等における通信の優先的な取扱い</u>は、第6種オープンコンピュータ通信網サービスタイプ7には<u>提供</u>しません。</p> <p>第88条 (略)</p> <p>第8章～第10章 (略)</p> <p>別記 1～8 (略)</p> <p>9 契約者カードの貸与</p> <p>(1) 当社は、第6種契約者（料金表第1表（料金）に規定するカテゴリ1又はカテゴリ3のタイプ5、タイプ6又はタイプ7に係る者に限ります。以下9において同じとします。）へ契約者カードを貸与します。この場合、貸与する契約者カードの数は、1の第6種契約につき次のとおりとします。</p> <p><u>ア カテゴリ1のタイプ5に係るものの場合</u> 貸与する契約者カードの数は、1とします。</p> <p><u>イ カテゴリ3のタイプ5（コース2及びコース4に係るものを除きます。）に係るもの場合</u> 貸与する契約者カードの数は、1とします。</p> <p><u>ウ カテゴリ3のタイプ5（コース2及びコース4に係るものに限ります。）に係るもの場合</u> 貸与する契約者カードの数は、1以上とします。</p> <p><u>エ タイプ6及びタイプ7に係るもの場合</u> 貸与する契約者カードの数は、1とします。</p> <p>(2) 契約者カードの貸与を受けている第6種契約者は、その第6種契約の解除があったとき又は契約者カードの利用の終了があったときは、その契約者カードを次のとおり取扱うものとします。</p>		<p>4 当社は、第6種オープンコンピュータ通信網サービスのタイプ7には、<u>共通編第26条（通信利用の制限等）第1項に定める特定の機関に係る契約者回線又は加入者回線等における通信の優先的な取扱いを適用</u>しません。</p> <p>第88条 (略)</p> <p>第8章～第10章 (略)</p> <p>別記 1～8 (略)</p> <p>9 契約者カードの貸与</p> <p>(1) 当社は、第6種契約者（料金表第1表（料金）に規定するカテゴリ1又はカテゴリ3のタイプ5、タイプ6又はタイプ7に係る者に限ります。以下9において同じとします。）<u>又は第7種契約者（料金表第1表（料金）に規定するワイヤレスバックアップ機能を利用する者に限ります。以下9において同じとします。）</u>へ契約者カードを貸与します。この場合、貸与する契約者カードの数は、1の第6種契約<u>又は1の第7種契約</u>につき次のとおりとします。</p> <p><u>ア 第6種契約に係るものであってイ以外の場合</u> 貸与する契約者カードの数は、1とします。</p> <p><u>イ 第6種契約（カテゴリ3のタイプ5のコース4に係るものに限ります。）に係るもの場合</u> 貸与する契約者カードの数は、1以上とします。</p> <p><u>ウ 第7種契約に係るもの場合</u> 貸与する契約者カードの数は、1とします。</p> <p>(2) 契約者カードの貸与を受けている第6種契約者<u>又は第7種契約者</u>は、その第6種契約若しくは第7種契約の解除があったとき、<u>ワイヤレスバックアップ機能の廃止があったとき</u>又は契約者カードの利用の終了があったときは、その契約者カードを次のとおり取扱うものとします。</p>

I P通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます)) 【現改比較表】 2020年9月8日時点

～2020年9月7日

2020年9月8日～

ア イ以外の場合

当社が指定するI P通信網サービス取扱所へ速やかに返還していただきます。

イ タイプ7の場合

契約者カードの所有権は当社から第6種契約者へ移転するものとし、第6種契約者は、あらかじめこれに同意するものとします。この場合、当社は、契約者カードを構成する物質について、第6種契約を申込み者又は第6種契約者に開示し、第6種契約者は、法令に従い、自己の責任と費用負担において、契約者カードを処分するものとします。

10～14 (略)

料金表

通則 (略)

第1表 料金 (附帯サービスの料金を除きます。)

第1 利用料金

1～3 (略)

4 第6種契約に係るもの

4-1 (略)

4-2 料金額

4-2-1 (略)

4-2-2 電子メールの利用の場合の定額利用料の加算額

(1) パターンA

区 分	料 金 額
(略)	(略)

備考

1 当社は、パターンAを適用する電子メールを、カテゴリ1 (タイプ2、タイプ3のコース1若しくはコース1の2、タイプ4のコース3、コースF、コースM、コースB、コースP1、コースP10若しくはコースGF又はタイプ5 (コース1の2を除きます。)) であって、プラン1に限ります。)、カテゴリ2、カテゴリ3 (タイプ5のコース2及びコース4、タイプ6及びタイプ

ア (略)

イ [第6種オープンコンピュータ通信網サービスのタイプ7の場合](#)

契約者カードの所有権は当社から第6種契約者へ移転するものとし、第6種契約者は、あらかじめこれに同意するものとします。この場合、当社は、契約者カードを構成する物質について、第6種契約を申込み者又は第6種契約者に開示し、第6種契約者は、法令に従い、自己の責任と費用負担において、契約者カードを処分するものとします。

10～14 (略)

料金表

通則 (略)

第1表 料金 (附帯サービスの料金を除きます。)

第1 利用料金

1～3 (略)

4 第6種契約に係るもの

4-1 (略)

4-2 料金額

4-2-1 (略)

4-2-2 電子メールの利用の場合の定額利用料の加算額

(1) パターンA

区 分	料 金 額
(略)	(略)

備考

1 当社は、パターンAを適用する電子メールを、カテゴリ1 (タイプ2、タイプ3のコース1若しくはコース1の2、タイプ4のコース3、コースF、コースM、コースB、コースP1、コースP10若しくはコースGF又はタイプ5であって、プラン1に限ります。)、カテゴリ2、カテゴリ3 (タイプ5のコース4、タイプ6及びタイプ7を除きます。)、カテゴリ5 (タイプ

I P通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます)) 【現改比較表】 2020年9月8日時点

～2020年9月7日

2020年9月8日～

タイプ7を除きます。)、カテゴリ5 (タイプ3のコース1若しくはコース1の2又はタイプ4のコース3、コースF、コースM、コースB、コースP1、コースP10若しくはコースGFであって、プラン1に限ります。)、カテゴリ6、カテゴリ7 (タイプ4のコースF、コースM又はコースGFであって、プラン1、動的タイプ又は動的ライトタイプに限ります。)、カテゴリ8 (タイプ4のコースUであって、プラン1又は動的タイプに限ります。) 又はカテゴリ9 (タイプ4のコースF、コースM又はコースGFであって、プラン1又は動的タイプに限ります。) に係る第6種契約者に限り提供します。

2～8 (略)

(2) (略)

4-2-3～4-2-6 (略)

5 第7種契約に係るもの

5-1 適用

区 分	内 容				
(1) 区別に係る料金の適用	<p>当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり区別を定めます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p><u>1</u> カテゴリBのセキュリティ機能については、次のとおりとします。 (1)～(4) (略)</p> <p><u>2</u> 第7種契約者は、第7種オープンコンピュー</p>	区 別	内 容	(略)	(略)
区 別	内 容				
(略)	(略)				

ブ3のコース1若しくはコース1の2又はタイプ4のコース3、コースF、コースM、コースB、コースP1、コースP10若しくはコースGFであって、プラン1に限ります。)、カテゴリ6、カテゴリ7 (タイプ4のコースF、コースM又はコースGFであって、プラン1、動的タイプ又は動的ライトタイプに限ります。)、カテゴリ8 (タイプ4のコースUであって、プラン1又は動的タイプに限ります。) 又はカテゴリ9 (タイプ4のコースF、コースM又はコースGFであって、プラン1又は動的タイプに限ります。) に係る第6種契約者に限り提供します。

2～8 (略)

(2) (略)

4-2-3～4-2-6 (略)

5 第7種契約に係るもの

5-1 適用

区 分	内 容				
(1) 区別に係る料金の適用	<p>当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり区別を定めます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p><u>1</u> 第7種オープンコンピュータ通信網サービスに係る通信は、契約者回線等との間で行うことができます。この場合において、当社は、相互接続点又はNSPIXP等との接続点を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証しません。</p> <p><u>2</u> (略)</p> <p><u>3</u> (略)</p>	区 別	内 容	(略)	(略)
区 別	内 容				
(略)	(略)				

I P通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます)) 【現改比較表】 2020年9月8日時点

～2020年9月7日

2020年9月8日～

タ通信網サービスの区別の変更を請求することはできません。

3 カテゴリーv U T Mを申込み第7種契約者は、当社のNetwork Support Service利用規約に規定する契約条件等について、あらかじめ同意していただきます。

4 カテゴリーv U T Mのv U T Mスタンダード機能については、次のとおりとします。
(1)～(9) (略)

4 (略)

5 (略)

(2) 品目及び細目に係る料金の適用
当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり品目及び通信又は保守の態様による細目を定めます。

ア 通信の態様による細目
(ア) 回線制御装置等による区別
カテゴリーBに係るもの

区 別	内 容
(略)	(略)

備考

1 第7種オープンコンピュータ通信網サービスに係る通信は、契約者回線等との間で行うことができます。この場合において、当社は、相互接続点又はN S P I X P等との接続点を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証しません。

2～4 (略)

(イ) (略)

(ウ) 帯域に係る区別
カテゴリーV P Nに係るもの

区 別	内 容
(略)	(略)

備考

(2) 品目及び細目に係る料金の適用
当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり品目及び通信又は保守の態様による細目を定めます。

ア 通信の態様による細目
(ア) 回線制御装置等による区別
カテゴリーBに係るもの

区 別	内 容
(略)	(略)

備考

1～3 (略)

(イ) (略)

(ウ) 帯域に係る区別
カテゴリーV P Nに係るもの

区 別	内 容
(略)	(略)

備考

I P 通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます)) 【現改比較表】 2020年9月8日時点

～2020年9月7日 2020年9月8日～

	<p>1 「企画型ふくそう抑制機能」とは、帯域を継続的かつ大量に占有する、又はそのおそれのある当社所定の通信について、あらかじめ当社が当該通信に他の通信と別の帯域を割り当てる等の制御をすることにより、当該通信がそれ以外の通信に与える影響を緩和し、もって、第7種オープンコンピュータ通信網サービスを円滑に利用することができる機能をいいます。</p> <p>ただし、ふくそうが起らないことを保証するものではありません。</p> <p>2 第7種契約の申込みをする者及び第7種契約者（いずれもワイドプランに係る者に限りま</p> <p>す。）は、「企画型ふくそう抑制機能」を提供する目的に限り、当社が契約者の通信に係る I P アドレス、ポート番号等およびアプリケーション層のデータ等を取得することによって備考1に定める当社所定の通信を検知し、当該通信に割り当てる帯域を制御等することについて、あらかじめ包括的に同意していただきます。</p>
(3)～(4) (略)	イ (略) (略)

5-2 料金額
5-2-1～5-2-4 (略)

	<p>1 (略)</p> <p>2 当社は、「企画型ふくそう抑制機能」を、V P N 通信（所属V P Nグループに係る契約者回線等相互間の通信又は5-2-5（付加機能利用料）に規定するV P N間接続機能に係る通信をいいます。以下同じとします。）には適用しません。</p> <p>3 (略)</p>
(3)～(4) (略)	イ (略) (略)

5-2 料金額
5-2-1～5-2-4 (略)

I P通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます)) 【現改比較表】 2020年9月8日時点

～2020年9月7日

2020年9月8日～

5-2 料金額
 5-2-1～5-2-4 (略)
 5-2-5 付加機能利用料

5-2 料金額
 5-2-1～5-2-4 (略)

5-2-5 付加機能利用料

(1) VPN代表契約に係るもの

【VPN間接続機能】

区 分	単 位	料 金 額
<u>この機能を利用するVPNグループと、VPN代表契約者があらかじめ指定する他のVPNグループとの間の通信を可能とする機能</u>	<u>通信先の1のVPNグループごとに月額</u>	<u>15,000円</u> <u>(16,500円)</u>

備
考

- 1 当社は、VPN代表契約者に限り、この機能を提供します。
- 2 VPN代表契約者があらかじめ指定する他のVPNグループは、第7種オープンコンピュータ通信網サービス又はUniversal Oneサービス契約約款(第1編)に規定するUniversal Oneサービスに係るものであって、そのVPNグループを代表する契約者が、この機能又はこの機能に相当する付加機能を利用するものとします。

(2) VPN回線契約に係るもの

【ワイヤレスバックアップ機能】

区 分	単 位	料 金 額
<u>光アクセス回線による通信ができない状態となった場合に、そのバックアップとして、モバイルアクセスによる通信を可能とする機能</u>	<u>1のモバイルアクセス回線番号ごとに月額</u>	<u>1,000円</u> <u>(1,100円)</u>

備
考

- 1 当社は、VPN回線契約者に限り、この機能を提供します。
- 2 この機能の申込みは、1の光アクセス回線につき、1とします。

I P通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます)) 【現改比較表】 2020年9月8日時点

～2020年9月7日

2020年9月8日～

【セキュリティ機能】

(略)

6 削除

第2～第3 (略)

第2表 工事に関する費用 (工事費 (附带サービスの工事費を除きます。))

1 適用

区 分	内 容
(1)～(10) (略)	(略)
(11) 工事費 の適用除外	次の工事については、2 (工事費の額) の規定にかかわらず、工事費の支払いを要しません。 ア 第6種オープンコンピュータ通信網サービス (カテゴリ2及びカテゴリ3 (タイプ5及びタイプ6のものを除きます。)のものに限ります。)又はカテゴリ8 (動的タイプのものに限ります。)に関する工事 イ 第6種オープンコンピュータ通信網サービス (カテゴリ6のもの、カテゴリ7のもの (固定タイプのものを除きます。)又はカテゴリ9のもの (固定タイプのものを除きます。)に限ります。)に関する工事 (ネットワーク工事費に限ります。) ウ 第6種オープンコンピュータ通信網サービスのカテゴリ7に係るIPv6 (IPoE) タイプの利用に関する工事

[3 当社は、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモの卸携帯電話サービス契約約款に規定する卸X iサービスを利用してこの機能を提供します。](#)

[4 V P N回線契約者は、この機能を利用した通信においては、V P N通信以外の通信を行うことはできません。](#)

[\(3\) その他のもの](#)

【セキュリティ機能】

(略)

6 削除

第2～第3 (略)

第2表 工事に関する費用 (工事費 (附带サービスの工事費を除きます。))

1 適用

区 分	内 容
(1)～(10) (略)	(略)
(11) 工事費 の適用除外	次の工事については、2 (工事費の額) の規定にかかわらず、工事費の支払いを要しません。 ア～キ (略)

I P 通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます))		【現改比較表】 2020年9月8日時点
～2020年9月7日		2020年9月8日～

	<p>エ 第6種オープンコンピュータ通信網サービスのカテゴリ-3のタイプ6における、アクセス回線の細目等による区別の変更(ゼロコースからスタンバイコース、1GBコース、3GBコース、7GBコース、200kbpsコース又は30MBプラスコースへの変更に限ります。)又はタイプ7における、アクセス回線の細目等による区別の変更(ゼロコースからその他のコースへの変更に限ります。)に関する工事</p> <p>オ 付加機能(国際ローミング機能、簡易メール(SMS)機能、基本容量追加機能又は拠点間通信機能に限ります。)に関する工事</p> <p>カ 第6種オープンコンピュータ通信網サービスの電子メールの利用に関する工事</p> <p>キ 第6種契約(カテゴリ5又はカテゴリ6(タイプ3に係るものに限ります。)に係るものに限ります。)に係るオープンコンピュータ通信網サービスの提供の開始により、DSL回線に起因してリンク未確立状態となった場合、(そのことを当社が確認できる場合に限ります。)であって、そのオープンコンピュータ通信網サービスの提供の開始の日の翌日から起算して20日以内に、I P 通信網契約者からその旨の申出があり、そのI P 通信網契約の解除又は特定加入者回線の移転若しくは品目の変更の請求が行われた場合の工事(リンク未確立状態となったオープンコンピュータ通信網サービスに係るもの及びその変更前の品目への変更に係るもの又はその移転前の特定加入者回線の終端の場所への移転に係るものに限ります。)</p>		<p>ク 第7種オープンコンピュータ通信網サービスの提供の開始と同時にを行った場合のワイヤレスバックアップ機能の利用開始に関する工事</p>
(12)～(14) (略)	(略)	(12)～(14) (略)	(略)

I P通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます)) 【現改比較表】 2020年9月8日時点

～2020年9月7日

2020年9月8日～

- 2-1 (略)
- 2-2 オープンコンピュータ通信網サービス(第7種オープンコンピュータ通信網サービスのカテゴリ-V P N又はカテゴリ-v U T Mに係るものに限ります。)に係る工事費の額
 オープンコンピュータ通信網サービスの提供の開始、回線収容部の変更等、品目の変更、通信又は保守の態様による細目の変更、加入者回線の設置若しくは移転、所属V P Nグループの変更又はその他の契約内容の変更に関する工事

(略)

第3表 付帯サービスに関する料金

第1～第5 (略)

第5の2 第4種回線制御装置使用料等
1～3 (略)

4 第4種回線制御装置工事費

区 分	単 位	工事費の額
利用開始に関する工事	1の工事ごとに	別に算定する 実費
上記以外に関する工事	1の工事ごとに	別に算定する 実費

第6～第10 (略)

第11 特定加入者回線に係る屋内配線利用

1 適用

	内 容
(略)	(略)

2 (略)

- 2-1 (略)
- 2-2 オープンコンピュータ通信網サービス(第7種オープンコンピュータ通信網サービスのカテゴリ-V P N又はカテゴリ-v U T Mに係るものに限ります。)に係る工事費の額
 オープンコンピュータ通信網サービスの提供の開始、回線収容部の変更等、品目の変更、通信又は保守の態様による細目の変更、加入者回線の設置若しくは移転、所属V P Nグループの変更、付加機能の利用の開始、付加機能の利用内容の変更又はその他の契約内容の変更に関する工事

(略)

第3表 付帯サービスに関する料金

第1～第5 (略)

第5の2 第4種回線制御装置使用料等
1～3 (略)

4 第4種回線制御装置工事費

区 分	単 位	工事費の額
利用開始に関する工事	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

第6～第10 (略)

第11 特定加入者回線に係る屋内配線利用

1 適用

<u>区 分</u>	内 容
(略)	(略)

2 (略)

I P通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス
(第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます)) 【現改比較表】 2020年9月8日時点

～2020年9月7日

2020年9月8日～

3 屋内配線の提供等に関する工事費

	単 位	料 金 額
(略)	(略)	(略)

第12～第13 (略)

料金表別表1 削除

料金表別表2 削除

3 屋内配線の提供等に関する工事費

	単 位	工事費の額
(略)	(略)	(略)

第12～第13 (略)

料金表別表1 削除

料金表別表2 削除